

2023年7月6日

東大和市長 和地仁美 殿

自由と人権代表 榎本清 印  
東大和市桜が丘 1-1449-9-325  
電話 090-1884-5757  
mail : eno-takanosu1737@bbm-a.jp

### 要請書

これは憲法第 16 条に基づく請願である。

#### 【要請の趣旨】

2023年5月17日、東大和市立中央公民館館長によりチラシ配置を拒絶され、その内容について不当な書き換えを強要された事件（「チラシ配置拒否事件」2021年2月24日）の判決が東京高等裁判所で言い渡され、同年6月1日、被告東大和市が上告しなかったことにより確定判決となった。

東京高等裁判所の判決は、東大和市中心公民館長による行政手続法第7条違反を認め、被告東大和市が国家賠償法第1条1項による損害賠償責任を負うと認定するものである。

しかるに、確定判決後1ヶ月を過ぎてもなお被告東大和市長から被害当事者に謝罪すらなく、被害者からの2度の面談要請（6月8日・6月22日）にも正式な回答を寄こさず、これを無視したうえ、6月30日付「請求書および登録依頼書の提出について（お願い）」なる文書を一方的に送り付ける有様である。

本来であれば、被告東大和市長から被害当事者に謝罪のための面談を依頼すべきものであり、その後に賠償という手続きが行われなければならないところ、全く逆転した状態である。これは世間の作法を心得ぬ愚か者の諸行という他ない。

もともと本件の発端となった事件は、東大和市議会が市民の提出した陳情を不当にも上程しなかったことを問う裁判（「陳情不上程告発裁判」は現在最高裁に上告中）の報告集会を呼びかけるチラシであった。すなわちチラシ配置拒否は、憲法第21条の表現の自由権侵害ばかりでなく、集会、結社の自由さえ損ねる恐れのある行為である。このことを被告東大和市は重大に受け止める必要がある。

さらに、市民と直接向き合い、なおかつ教育的な配慮が必要とされる公民館業務にたずさわる公務員が、このような違法行為を行ったことはきわめて遺憾な事態である。しかも、館長という役職にあるものが、表現の自由、集会結社の自由にかかわる事態を招

いたことは許されざる事案であり、任命権者である東大和市長の責任が問われねばならない。

被告東大和市長は、被害当事者に対し誠意をもって対応するとともに、本判決に速やかに従う義務があり、責任の所在を明らかにし、再発防止策を講じるよう求めるものである。

最後に本件訴訟の前提事項として存在した次の事実も指摘しておかねばならない。

被害当事者は提訴以前の2021年2月26日に、チラシ配置拒否処分の撤回および謝罪を求める行政不服審査請求を起こした。しかるに審査庁である東大和市長は、審査請求人の利益の有無のみにスポットを当て、同館長の違法事実の有無の判断を回避した。

行政不服審査法第1条には、同法の目的として「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」と明確に定義している。東大和市長の行政不服審査はもう一つの目的である「行政の適正な運営を確保すること」を完全にサボタージュしたといえる。

この段階で適切な審査が行われていれば、訴訟にまで持ち込まれることはなく、いたずらに訴訟費用と年月をかける必要はなかった。このことも市当局は深く反省し、法の適正な運用に努める必要がある。

#### 【要請事項】

- 1、東京高等裁判所の判決を真摯に受け止め、被告である東大和市長は被害当事者に謝罪し、判決内容をすみやかに実施すること。
- 2、違法行為を犯した元館長の処分と指導、その任命権者である市長自らの処分を行うこと。
- 3、東大和市長の行政不服審査が同法の目的に則って適切に運用されるよう、その在り方、運用指針を見直し、適切な処置を講ずること。
- 4、本件事案の再発防止のため、上記判決から再発防止策に至る一連の流れを市民に報告（「東やまと市報」に掲載）し、市職員に通知した上、その顛末を議会で報告すること。

【回答方法】 メール及び文書（郵送）

【回答期限】 2023年7月22日（土）必着

【連絡先】 自由と人権代表 榎本清（冒頭参照）

以上